

2018年6月18日

お客さま各位

王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社

電気需給約款（法人低圧）変更のお知らせ

この度、2018年6月25日付けで、弊社電気需給約款(法人低圧)の内容を一部変更いたします。

変更内容の詳細については、別紙をご参照ください。

以上

別紙

現行	変更後	変更理由
<p>2. 電気需給約款の変更等</p> <p>(5) 該当なし</p>	<p>【追加】</p> <p>(5) 本契約が本約款および需給契約の定めに従い変更された場合、契約変更の際の供給条件の説明、供給条件に関する契約更新前および変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。なお、お客さまが、本契約の変更に伴い、変更後の供給条件に関する書面の交付を希望される場合には、当社お問い合わせ先まであらかじめその旨を要求していただくものとします。</p> <p>イ 供給条件の説明および供給条件に関する契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と考える方法により行ない、説明および記載を要する事項のうち当該変更事項のみを説明し、記載します。</p> <p>ロ 供給条件に関する契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と考える方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更事項並びに供給地点特定番号を記載します。</p>	<p>文意の明確化</p>

現行	変更後	変更理由
<p>6. 需給契約の申込み</p> <p>(5) 該当なし</p>	<p>【追加】</p> <p>(5) 無契約状態で電気を使用しているお客さまから当社に対し本契約の申込みがあった場合、当社は、無契約期間について最終保障供給を受けたとするか、当該無契約状態の始期の日から遡って当社と契約していたとするかのいずれかをお客さまに選択していただくことにより、かかる本契約の申込みを受け付けるものとします。</p>	<p>電力の小売営業に関する指針と整合性を取るため</p>
<p>10. 供給の開始</p> <p>(3) 該当なし</p>	<p>【追加】</p> <p>(3) 当社は、6(需給契約の申込み)(5)に基づきお客さまが無契約状態の始期より当社と契約していたとすることを選択された場合、当該無契約状態の始期の日を需給開始日とすることとします。</p>	<p>電力の小売営業に関する指針と整合性を取るため</p>
<p>13. 使用電力量の計量および検針</p> <p>(3)イ 検針は、<u>当社がお客さまに対しあらかじめお知らせした日（一般送配電事業者の供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます。）および休日等を考慮して定められます。）</u>において各月ごとに一般送配電事業者により行われ、お客さまが不在等のため一般送配電事業者が検針できなかった場合は、別の日に検針が行われます。</p>	<p>【変更】</p> <p>(3)イ 検針は、<u>原則として一般送配電事業者があらかじめ定めた日</u>において各月ごとに一般送配電事業者により行われ、お客さまが不在等のため一般送配電事業者が検針できなかった場合は、別の日に検針が行われます。</p>	<p>文意の明確化</p>

現行	変更後	変更理由
<p>13. 使用電力量の計量および検針</p> <p>(3)ロ 一般送配電事業者は、やむをえない事情がある場合には、前号にかかわらず、一般送配電事業者が<u>お客さまにあらかじめお知らせした日</u>以外の日に検針を行うことがあります。なお、この場合であっても、一般送配電事業者が<u>お客さまにあらかじめお知らせした日</u>に検針を行ったものとみなされます。</p>	<p>【変更】</p> <p>(3)ロ 一般送配電事業者は、やむをえない事情がある場合には、前号にかかわらず、一般送配電事業者が<u>あらかじめ定めた日</u>以外の日に検針を行うことがあります。なお、この場合であっても、一般送配電事業者が<u>あらかじめ定めた日</u>に検針を行ったものとみなされます。</p>	<p>文意の明確化</p>
<p>13. 使用電力量の計量および検針</p> <p>(3)ハ 一般送配電事業者は、お客さまへの電気の供給開始日から、<u>その直後の供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合</u>、本条(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合、供給開始日の直後の、<u>供給地点の属する検針区域において検針を行うとされている日</u>に検針を行ったものとみなされます。</p>	<p>【変更】</p> <p>(3)ハ 一般送配電事業者は、お客さまへの電気の供給開始日から、<u>あらかじめ定めた検針日までの期間が短い場合</u>、本条(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合、供給開始日の直後の、<u>あらかじめ定めた日</u>に検針を行ったものとみなされる<u>場合があります</u>。</p>	<p>文意の明確化</p>
<p>13. 使用電力量の計量および検針</p> <p>(3)ニ 一般送配電事業者は、前号に掲げる場合を除くほか、非常変災等特別の事情がある場合、第イ号にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合でも、検針を行わない月については、一般送配電事業者が<u>お客さまにあらかじめお知らせした日</u>に検針を行ったものとみなされます。</p>	<p>【変更】</p> <p>(3)ニ 一般送配電事業者は、前号に掲げる場合を除くほか、非常変災等特別の事情がある場合、第イ号にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合でも、検針を行わない月については、一般送配電事業者が<u>あらかじめ定めた日</u>に検針を行ったものとみなされます。</p>	<p>文意の明確化</p>

現行	変更後	変更理由
<p>14. 料金の算定および算定期間</p> <p>(1) 電気料金の算定期間は、次のイ、ロの場合を除き、毎月、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）を「1月」として算定いたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の計量期間は、供給開始日からその直後の計量日の前日までの期間、または直前の計量日から需給契約終了日の前日までの期間といたします。</p>	<p>【変更】</p> <p>(1) 電気料金の算定期間は、<u>下記の場合</u>を除き、毎月、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）を「1月」として算定いたします。<u>ただし、13（使用電力量の計量および検針）(3)ハの場合であって、同(3)ハにもとづき一般送配電事業者があらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなさなかった場合の料金の算定期間は、供給開始日からその直後に実際に検針が行われた日の前日までの期間といたします。</u>ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の計量期間は、供給開始日からその直後の計量日の前日までの期間、または直前の計量日から需給契約終了日の前日までの期間といたします。</p>	<p>文意の明確化</p>
<p>14. 料金の算定および算定期間</p> <p>(1) ハ 該当なし</p>	<p>【追加】</p> <p>(1) ハ <u>計量期間の日数が、前月の計量日が属する月の暦日数に対し、6日以上多かった場合、または6日以上少なかった場合</u></p>	<p>料金システムと整合性をとるため</p>
<p>14. 料金の算定および算定期間</p> <p>(1) ニ 該当なし</p>	<p>【追加】</p> <p>(1) ニ その他当社が計量期間を1月とすることが適切ではないと判断した場合</p>	<p>料金システムと整合性をとるため</p>
<p>15. 日割計算</p> <p>(1) 当社は、14（料金の算定および算定期間）(1)イまたはロの場合、次により料金を算定いたします。</p>	<p>【変更】</p> <p>(1) 当社は、14（料金の算定および算定期間）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合、次により料金を算定いたします。</p>	<p>料金システムと整合性をとるため</p>

現行	変更後	変更理由
<p>15. 日割計算</p> <p>(1)イ <u>基本料金については、次の日割計算の基本算式により日割計算をいたします。</u></p>	<p>【変更】</p> <p>(1)イ <u>基本料金、最低料金、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別紙3（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします</u></p>	<p>料金システムと整合性をとるため</p>
<p>15. 日割計算</p> <p>(1)ロ <u>電力量料金については、日割計算の対象となる期間毎の使用電力量に応じて算定いたします。</u></p>	<p>【変更】</p> <p>(1)ロ <u>電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表3（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯Aのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金適用電力量を日割計算いたします。</u></p>	<p>料金システムと整合性をとるため</p>
<p>15. 日割計算</p> <p>(1)ハ 該当なし</p>	<p>【追加】</p> <p>(1)ハ <u>再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表3（日割計算の基本算式）(1)二により算定いたします。</u></p>	<p>料金システムと整合性をとるため</p>
<p>15. 日割計算</p> <p>(1)ニ 該当なし</p>	<p>【追加】</p> <p>(1)ニ <u>イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</u></p>	<p>料金システムと整合性をとるため</p>

現行	変更後	変更理由
<p>35 解除等</p> <p>(1) 23 (供給の停止) によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解除することがあります。当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。なお、この場合には、解除日の15日前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。</p>	<p>【変更】</p> <p>(1) 23 (供給の停止) によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解除することがあります。当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。なお、この場合には、<u>解除日の15日前までにその旨をお客さまにお知らせし、かかる解除日をもって本契約が終了するもの</u>といたします。</p>	<p>文意の明確化</p>
<p>別紙1 (燃料費調整)</p> <p>(3) 燃料費調整単価の適用 の表</p> <p>燃料費調整単価適用期間</p> <p>その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間</p>	<p>【変更】</p> <p>燃料費調整単価適用期間</p> <p><u>その年の請求対象月「6月」の期間</u></p> <p>※同じように各月の記載内容を変更</p>	<p>文意の明確化</p>
<p>別紙1 (燃料費調整)</p> <p>(3) 燃料費調整単価の適用 の表欄外</p> <p>※上記燃料費調整単価適用期間において、「検針日」とあるのは、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。</p>	<p>【削除】</p> <p>記載不要のため削除</p>	<p>文意の明確化</p>

現行	変更後	変更理由
<p>別紙1（燃料費調整） 別表：燃料費調整単価算出係数等 関西電力の係数 α : <u>0.0332</u> β : <u>0.3786</u> γ : <u>0.6231</u> X : <u>25,500</u> Y : <u>38,300</u></p> <p>基準単価：<u>19 銭 5 厘</u></p>	<p>【変更】 関西電力の係数 α : <u>0.0140</u> β : <u>0.3483</u> γ : <u>0.7227</u> X : <u>27,100</u> Y : <u>40,700</u></p> <p>基準単価：<u>16 銭 2 厘</u></p>	<p>関西電力の約款改定 2018年7月1日より適用する</p>
<p>別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金） 3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、納付金単価を定める告示がなされた年の <u>4 月の検針日（当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、計量日とします。）からその翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用します</u></p>	<p>【変更】 3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、納付金単価を定める告示がなされた年の <u>5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。</u></p>	<p>文意の明確化</p>
<p>別紙3（日割計算の基本算式） 該当なし</p>	<p>【追加】 <u>※記載内容は新約款を参照</u></p>	<p>料金システムと整合性をとるため</p>